

シートベルト着用強化月間実施要綱

1 目的

昭和46年に義務化されたシートベルトの着用については、昭和60年に罰則が強化されてから30年以上になる現在においても、未だ着用率が100%に満たないことから、着用率100%を目指して県民にシートベルト及びチャイルドシートの着用の必要性・効果を訴えるとともに、正しい着用の徹底について周知することにより、交通安全意識の向上と交通事故発生時における被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

2 実施期間

平成30年6月1日（金）から6月30日（土）までの1か月間

3 県下一斉広報強化日

平成30年6月1日（金）、6月15日（金）

4 主唱

福島県、福島県交通対策協議会

5 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村

市町村交通対策協議会構成機関・団体

6 月間の進め方

(1) 市町村及び関係機関・団体

下記の事項に該当するイベントなどを実施し、広く県民に対しこの運動の周知徹底を図るとともに、相互に連携を密にし、支援協力体制を保持するなど、効果的に運動を推進する。

なお、県下一斉広報強化日に、シートベルト着用強化活動の実施が困難な場合は地域の実情に応じ、期間中2回は広報強化日を設け、県民へ周知を図るものとする。

ア 職員や加盟団体に対する正しい着用促進の徹底

イ 街頭における啓発活動の実施

ウ 参加・体験型講習会の開催

JAF（一般社団法人日本自動車連盟福島支部）、自動車学校、警察等と連携したシートベルトコンビンサー活用による講習会等

エ ポスター、チラシ等を活用した効果的な啓発活動

オ 広報媒体（広報誌、広報車、防災無線、情報掲示板等）を活用した広報活動

(2) 警察

ア 街頭における交通指導取締りの強化

イ シートベルト着用広報活動の実施

(3) 教育委員会、各学校等

ア 幼児・児童生徒への正しい着用指導

イ 職員、保護者等に対する正しい着用促進の徹底

(4) その他

ア 安全運転管理者・運行管理者等を通じた着用指導の徹底

イ 運転免許更新時及び取得時における着用指導の徹底

ウ 自動車学校における着用指導の徹底

7 月間の具体的実施事項

別紙のとおり

8 実施計画・実施結果の報告

報告者の区分	実施計画 報告様式	計画報告宛先 ・報告期限	実施結果 報告様式	結果報告宛先 ・報告期限
県交通対策協議会委員	第1号	県生活交通課 5月29日(火)	第2号	県生活交通課 7月13日(金)
各市町村交通対策協議会 (各市町村)	第3号	各地方振興局 5月28日(月)	第4号	各地方振興局 7月9日(月)
各地方交通対策協議会	第1号 第5号	県生活交通課 5月30日(水)	第2号 第6号	県生活交通課 7月13日(金)

(別紙)

具体的実施事項

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	
内 容	後部座席を含めた全ての座席において、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図りましょう。
運転者は	(1)自らシートベルトを正しく着用するとともに、同乗者全員に、シートベルトとチャイルドシートを正しく着用させましょう。 (2)同乗者全員がシートベルトやチャイルドシートを着用したことを確認してから発車しましょう。 (3)タクシーや観光バスなどの旅客業者は、出発前にシートベルト着用を呼び掛けるなど、乗客に着用を働き掛けましょう。
家庭では	(1)シートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果について話し合い、後部座席を含めた全ての座席での正しい着用を習慣付けましょう。 (2)チャイルドシートは、子供の体格にあったものを正しく取り付けて使用しましょう。
学校等では	(1)幼児や児童生徒に対して、シートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果について説明し、後部座席を含めた全ての座席で正しく着用するよう指導しましょう。 (2)保護者に対して、シートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果について理解を促し、子供を乗車させる時は、必ず正しく着用するよう働き掛けましょう。 (3)学校の行事等で児童生徒を乗車させる時は、シートベルトを正しく着用させましょう。 (4)「家庭の交通安全推進員」制度等を積極的に利用し、子供から家族に対し、シートベルトの正しい着用を呼び掛けるよう指導しましょう。
地域では	(1)各種行事や会合、家庭向けの広報媒体（回覧板、チラシ等）により、シートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果についての啓発に努めるとともに、地域全体で着用気運を高めましょう。

	<p>(2) 保育所や幼稚園、産院等の関係者と連携し、子供と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室を開催して、チャイルドシートの正しい使用方法について周知しましょう。</p> <p>(3) 妊娠中の方は、産婦人科医の指導に基づき、正しいシートベルトの着用に努めましょう。</p> <p>(4) タクシーや観光バス等を利用する際は、シートベルトを着用しましょう。</p> <p>(5) 高齢者福祉施設等では、高齢者等を送迎する際、乗車中のシートベルト着用を指導しましょう。</p>
<p>職場では</p>	<p>(1) 朝礼や打合せなどを利用し、シートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果について周知し、後部座席を含めた全ての座席で正しく着用するよう指導しましょう。</p> <p>(2) 通勤時に着用状況の点検を行うなど、シートベルトの正しい着用の徹底を図りましょう。</p> <p>(3) 後部座席に乗車するときは、必ずシートベルト着用しましょう。</p>